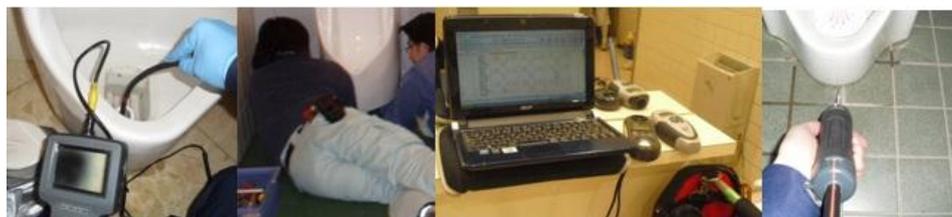


# 快適トイレ支援システム

## 総合診断業務 トイレルームの問題点(顕在・潜在的)を総合的に診断します。

まずお客様が利用されているトイレの問題点を問診します。トイレルーム全体を目視、検査機器などで臭気・汚れ・機器の不具合などを天井から床面そして便器・排水管等すべての診察をいたします。

次に診断した結果、担当責任者にトイレ総合診断書を提出します。次に施設担当責任者、決裁者様との相談の上で再生業務の有無、トイレ清掃の指導と施設の利用頻度から適切な定期診断周期を判断、コストパフォーマンス効果を考慮して快適トイレ支援システムを構築して行きます。



## 快適再生化業務 トイレルームの再生化で極力設置当時の状態に甦えさせる作業です。

施設の設備機器は時間が経過すれば劣化します。トイレのお医者さんは臭気・汚れ・機器の不具合などの状態を診て、トイレルーム内(壁・床・衛生陶器・パーテーション)の快適な状態にします。

※尚、ガラスコーティング仕上げ、無水トラップ、排水管洗浄等の特殊清掃は別途費用がかかります。



## 日常清掃のレクチャー業務 トイレの快適さを保つには何よりも適切な日常清掃の実施です。

トイレの快適さは何よりも正しい日常清掃の実施です。快適なトイレの環境は、まず施設の責任者がトイレについて知識が豊富であること、清掃担当者が正しい清掃知識を持っていること、そして担当者が変わらない(一定)である。この三つの条件を満たしていればトイレは必ず快適です。トイレのお医者さんが定期的にプロと利用者の目線でチェックすることでトイレの快適さの基準を創ることができます。



## 定期診断業務 快適なトイレを維持管理するための定期診断の適正周期を決めます。

(毎月・隔月・3ヶ月毎・4ヶ月毎・半年毎)

- ① 臭気・汚れの発生原因になっている箇所を点検しフォローアップ清掃します。
- ② トイレルーム全体の設備機器の不具合をチェックします。
- ③ 日常清掃が出来ないと判断すれば再度、日常清掃のレクチャーをします。
- ④ 定期診断報告書を提出します。
- ⑤ 担当責任者様との相談の上、解決方法を検討して実施して行きます。

※この定期診断には年一度の深層診断(臭気・換気機能検査)と床・壁の定期清掃業務が含まれています。

